

令和2年7月2日

交付決定通知書の記載内容変更についてのお知らせ

交付決定後に郵送している交付決定通知書について、6月29日以降一部記載内容を変更いたしました。

すでに、6月29日以前に交付決定を受けた事業者様におかれましては、交付決定通知書記載の「2 支援金交付の条件」にかかわらず、変更後の「2 留意事項」による取り扱いをお願いいたします。

【変更前】

2 支援金交付の条件

(1) 交付対象者は、支援金の収支に関する帳簿を備え、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(2) 交付対象者は、持続化給付金の不正受給が発覚して公表されたときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、知事の指示に従うこと。

(3) 交付対象者は、知事から別途指示があった場合は、和歌山県事業継続支援金交付要綱第5条第1号に掲げる書類のほか、支援金の交付後においても、支援金の使途、事業の実施状況その他支援金に関する資料を備えおくとともに、知事から提出の求めがあったときはこれに応じること。

【変更後】

2 留意事項

交付対象者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金交付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

また、持続化給付金の不正受給が発覚したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、知事の指示に従ってください。